

(目的)

第一条 この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。(定義)

第二条 この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品をいう。

一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの。前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの。

この法律で「表示業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行う者をいい、「表示業者」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定により告示された同条第一号に掲げる事項を表示する事業を行う者をいう。

(表示の標準)

第三条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図れるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

(指示等)

第四条 前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という)を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という)を遵守しない

製造業者、販売業者又は表示業者(以下「違反業者」と総称する。)があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣(違反業者が販売業者(卸売業者を除く。)である場合には、内閣総理大臣)は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣

二 経済産業大臣

内閣総理大臣は、第一項の指示に従わない違反業者があるときは、その旨を公表することができる。

(表示に関する命令)

第五条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るために必要なと認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示を受ける場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

5

内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されてお

り、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に對し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したるものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による命令をすれば、前項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(命令の要請)

第九条の二 経済産業大臣は、第五条、第六条第一項又は第七条の規定による命令が行われることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られることが認められるときは、内閣総理大臣に對し、当該命令をすることができる。

(内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出)

2 内閣総理大臣又は経済産業大臣(当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者(卸売業者を除く。)に係るものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができると、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品について、表示事項を表示することができる。)

3 内閣総理大臣は、第一項の指示に従わないと認められた場合にあつては、内閣総理大臣は、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。

5

内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準

は、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。

(命令の変更又は取消し)

第九条 内閣総理大臣は、第五条から第七条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(命令の要請)

第十条 何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣(当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者(卸売業者を除く。)に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。)に対して、その旨を申し出て、適當な措置をとるべきことを求めることができると認められる。

2 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ふことにより、その申出の内容が事実であると認めると認められるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他の適當な措置をとらなければならない。

(消費者委員会への諮問)

第十二条から第十七条まで

(手数料)

第十八条 第七条の規定による表示をすることを請求する者(内閣総理大臣に對して手続を行おうとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十九条 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者(卸売業者に限る。)若しくは表示業者から報告を徵

この条において「処分庁」という。に施行日
前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以
下この条において「上級行政庁」という。)があ
つたものについての同法による不服申立てに
ついては、施行日以後においても、当該処分庁
に引き続き上級行政庁があるものとみなして、
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に
おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる
行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁
であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正規定とする法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第十三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一九年一月二二日法律第

この法律の施行の際に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

二 一
略 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三百三十八条）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する関連法規）

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

施行期日 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十九条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

改正前のそれそれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

のほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行日のから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第四条 (処分等に関する経過措置) この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分等は適用せらるゝものとし、去ぐるに別段の定めのない限り、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定によるものとする。

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

が、あるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認等、相当規定によりされた免許、許可、認可、承認等、

○五号抄

条まで、第九十九条（道路法第二十四条の二

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法）、第十八条から第二十一条まで、第二十七条、

